

成年後見 制度とは？

成年後見制度で支援される内容は、預貯金などの管理を行う「財産管理」と、医療・介護などの手続きを行う「身上監護」の2つに分けることができます。また「成年後見人」などの支援者は、本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行うことができます。そして、成年後見制度には本人の判断能力に応じて『法定後見制度』と『任意後見制度』の2つの制度があります。

成年後見人ができること

- | | |
|---|--|
| <p>●財産管理 (本人のために財産を適切に管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入や支出の管理 ・現金、預貯金、不動産の管理 ・本人に代わり遺産分割協議 ・税務処理 | <p>●身上監護 (本人のために良い環境で生活できるよう支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護に関する契約 ・施設などの入退所手続き ・要介護認定の手続きや介護サービスの契約 ・見守りなど |
|---|--|

ほうていこうけんせいど 【法定後見制度】

本人の判断能力が不十分な人に対する制度。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。

判断能力の程度

| | | |
|--------------------|--|---|
| 判断能力が 欠けている | 判断能力が 著しく不十分 | 判断能力が 不十分 |
| ▼ | ▼ | ▼ |
| 成年後見人 | 保佐人 | 補助人 |
| すべての法律行為 が行えます。 | 基本的に法律上に 定められた重要な 行為の同意権が付 与されます。 | 申し立ての範囲内 で、家庭裁判所が 定める法律行為を 行えます。 |

利用には家庭裁判所に審判を申し立てることが必要

にんいこうけんせいど 【任意後見制度】

判断能力があるうちに利用できる制度。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分で決めることができます。

判断能力の程度

| |
|--|
| 十分な判断能力がある |
| ▼ |
| 任意後見人 |
| 本人の判断能力が不十分になってから、 任意後見制度人の監督のもと、本人との 契約で定めた行為を行います。 |

利用には公正証書で契約、法務局登記が必要

Q&A

●成年後見人は、だれがどのように選定するの？

▼家庭裁判所が適任だと判断して選任した人が、成年後見人などを務めます。多くの場合、配偶者や子どもなどの親族が選ばれますが、司法書士・弁護士・社会福祉士などの専門家や、福祉関係の法人が選ばれることもあります。また、複数人が選任されることもあります。

●成年後見人の任期は決まっているの？

▼本人が病気などから回復して判断能力を取り戻したり、亡くなるまでは成年後見人としての責任を負うこととなります。何らかの理由で成年後見人を辞任するときは、家庭裁判所の許可が必要となります。

特集

大切なあなたを 「守り・支える」

～成年後見制度のサポートが始まります～



成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、物事の判断能力が欠けたり、不足したりする人がさまざまな契約や財産管理などをするとき不利益を生じることが無いよう、本人を守り・支援する制度です。特集では制度の概要と、制度の利用をサポートするネットワークについて紹介します。

●問＝長寿介護課 Tel.23-1140

「ご本人の意思を尊重するためにも
分かりやすい説明やサポートに努める」

精神保健福祉士として病院に勤務していた頃、判断能力が低下している人の意思決定支援に関わり、成年後見制度を活用する機会が多くありました。そこで「ご本人の意思を尊重する」権利を擁護することだと気付き、今でも、支援者として、このことを常に心に留め、対応しています。

病院や施設で身寄りのない人や、親族がいても疎遠の人が増えています。支援が必要な人を支援する側が理解して、成年後見制度につながる役割が大切だと考えています。

当センターは、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人に代わって、財産管理や契約手続きなどを行う成年後見制度を、利用する人に応じて分かりやすく説明し調整していく機関です。

関係機関と連携しながら、制度の普及・活用に向けていきますので、成年後見制度について知りたい人は、お気軽にご相談ください。



にしもろ地区権利擁護
推進センター「つなご」
センター長 永井 泰裕

小林市出身。精神科病院で精神保健福祉士、ケアマネジャーなどの専門職に就き西諸地域の医療福祉に携わる経験を経て、令和3年4月に現在の職に就く。本格稼働に向けた準備を行っている。社会福祉士。

INTERVIEW

「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」をもとに、成年後見制度の利用促進を図るため、小林市・えびの市・高原町の2市1町で、「にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画」を今年の3月に策定。そして、9月21日（世界アルツハイマーデー※）に権利擁護に関する相談窓口の中核機関として「つなご」が設立されます。

にしもろ地区
権利擁護推進センター

「つなご」設立

※認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの普及、啓発を行うため、国際アルツハイマー病協会と世界保健機構が共同で、9月21日を世界アルツハイマーデーと制定したもの。

中核機関「つなご」とは？

西諸に住む人が安心して生活できるよう、権利擁護や成年後見制度の普及啓発を行い、制度の利用が必要な人に、支援が行き届くようにサポートするための相談窓口です。

また、行政や法律・福祉などの専門機関で構成する「地域連携ネットワーク運営委員会」の事務局として、運営する西諸地域の成年後見制度推進の中核的な役割も担います。

「つなご」の役割

- 成年後見制度の相談
- 申し立ての手続き支援
- 地域連携ネットワークづくり
- 後見人などの支援
- 市民後見人の育成
- チーム支援
- 法人後見の普及啓発
- 出前講座・研修会



中核機関つなごオープン記念イベント

にしもろ
えがおの福祉フォーラム

知ること生まれる、つながるえがお

舞台劇「カズばあ一座」

バリアフリー映画上映「長いお別れ」

主催：中核機関つなご、小林市、高原町、えびの市

主催：えびの市、えびの市民図書館 協力：住友商事

中核機関つなごのオープンを記念して、成年後見制度や、中核機関について知ってもらうための、福祉フォーラムを開催します！福祉をもっと身近に、たのしみながら制度等を知って頂くために、舞台劇と映画を上映します。ご自身の将来について不安をお持ちの方や、福祉に携わっている方、介護をされている方など、みなさんそれぞれが自分らしく輝くためのヒントを探しに、お越しください！

令和3年 9/23 (木) 祝日

開場 13:00 開演 13:20 終了予定 16:10

開催場所：えびの市文化センター 大ホール

定員：260席（ソーシャルディスタンス対応）

参加費：無料

※入場には、整理券が必要となります。9/1(水)より下記にて配布いたします。

整理券配布先：えびの市（文化センター・介護保険課）

高原町（ほほえみ館）小林市（長寿介護課・野尻庁舎・須木庁舎）

※新型コロナウイルス等の状況により、中止となる場合がございます。

その際は、小林市・えびの市・高原町のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

※イベントの第1部 第2部にて、どちらも手話通訳を行います。

手話通訳あり

イベント当日に
ご来場出来なかった方へ



イベントの様子を
youtube でご覧いただけます！
(視聴期間：R3.10.4からR4.3.31)



問い合わせ・相談



中核機関 にしもろ地区権利
擁護推進センター「つなご」

受付 月曜～金曜 ※祝日は休み
8時30分～17時30分

電話 0984-27-3358

Fax 0984-27-3124

E-mail tunago@eagle.ocn.ne.jp

住所 〒886-0004 小林市細野389番地1

9月21日
オープン

●問＝「つなご」Tel 27-3358